

鳥取県職員として働くこと <<<<<<

※。給料や手当について知りたい! ※。※

基本給

※原則、1年に1回昇給があります。

区分		初任給	2年目	3年目
行政職	大学卒業程度	225,900円	231,400円	236,800円
	短大卒業程度	210,900円	218,700円	225,900円
	高校卒業程度	194,800円	203,000円	210,900円

※初任給は、令和7年4月1日採用時の給料（基本給）月額

（職種、配属先により、これより高い場合があります。職務経験のある人は、その経歴に応じて加算されます。）

※2、3年目の額は、それぞれ勤務成績が標準の場合の昇給後の額

諸手当

※主なもの。額は月額。

通勤手当

区分	最高支給額
自家用車利用者	53,100円
公共交通機関	150,000円

※距離、運賃に応じて支給

※公共交通機関の通勤手当は、150,000円の範囲内で特急料金及び高速自動車等の特別料金も全額支給されます。

特殊勤務手当

著しく困難、危険といった特殊な勤務に従事した時

住居手当

12,000円を超える家賃の額に応じて、最高27,000円

扶養手当

子、父母等を扶養している職員に支給

地域手当

物価が高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給

時間外手当

正規の勤務時間外に勤務を命じられた時

期末・勤勉手当 (ボーナス)

基本給の4.35月分が、6月期と12月期に分けて支給されます。
(令和6年度実績)



※。異動、昇進について気になる! ※。※

- 職種により異なりますが、入庁した最初のうちは、概ね2～3年程度のサイクルで異動し、多様な業務を経験します。その後は、培った業務経験や知識が十分に発揮される人事配置・登用が行われます。
- また、本人の意欲を重視する仕組み（業務チャレンジ支援制度等）や、本人の意向や家庭事情等を考慮した配置も行われます。
- ほかにも、県の組織以外の職場にもチャレンジすることができます。（省庁、民間団体への派遣等）
- 基本的な昇任のパターンは次のとおりです。

主事・技師級



係長級



課長補佐級



課長級



次長級



部長級

>>>>>> 鳥取県職員として働くこと

鳥取県ではたらく 職員について

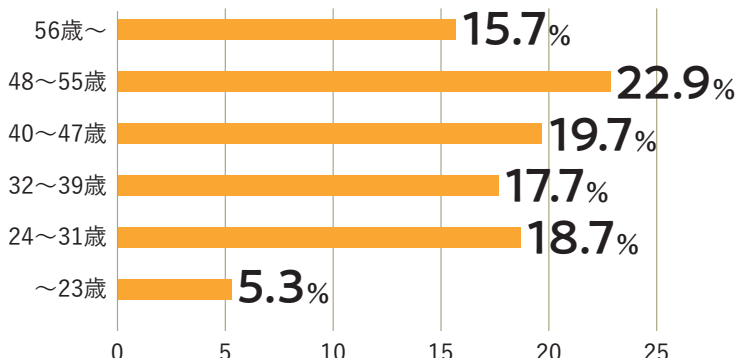
職員数

2,944人

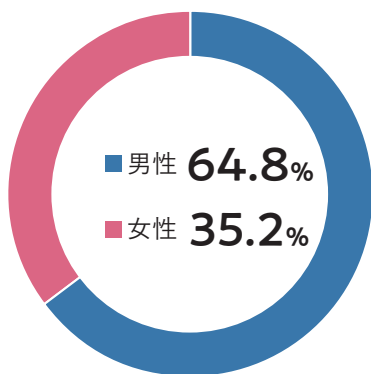
(令和6年4月1日現在：一般行政部門の職員)

年齢別構成比

(令和6年4月1日現在：全職員)

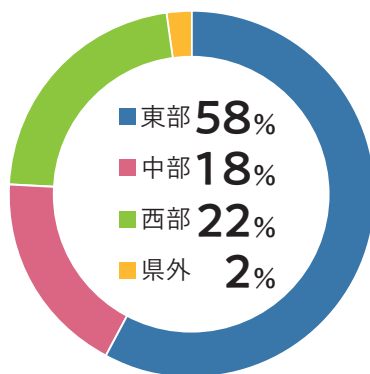


職員の男女比率



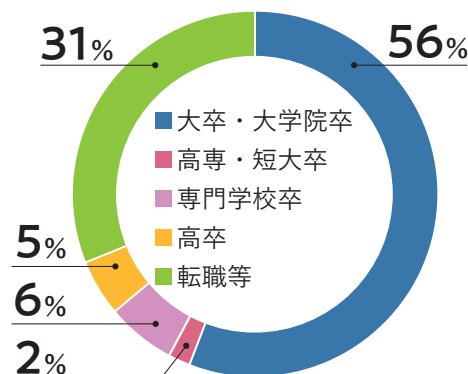
(令和6年4月1日現在：知事部局)

職員の勤務先（配属先）



(令和6年4月1日現在：知事部局)

令和6年度新規採用職員の経歴



(試験の種類とは関係ありません。)

勤務時間・休日について

勤務時間 8:30～17:15(休憩時間60分)

休日 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

休暇について

年次有給休暇
年間20日
(採用1年目は15日)

夏季休暇(有給)
6月～9月の間で
5日間

その他の休暇制度

- 結婚休暇
- 介護休暇
- ボランティア活動休暇
- 生理休暇
- 病気休暇 など

1ヵ月あたりの 時間外・休日勤務の状況

平均 **13.7** 時間／月

(令和5年度：知事部局)

年次有給休暇の取得状況

平均 **13.9** 日／年

(令和5年：知事部局)